

# 「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」及び 「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」 業務委託プロポーザル実施要項

## 注意事項

本プロポーザルは、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の採択を前提とした、準備行為として実施するため、本事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の採択が受けられない場合には、業務内容の変更又は中止とすることがあります。

## 1. 事業目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。）」を設立し、関係人口拡大や移住・定住・二地域居住の促進をさらに力強く推し進めていく。

近年、核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している。玉川村では、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指すとともに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていくことを目指している。

本事業では、若年層のUターンや現役世代のI・Jターンを促進するため、それぞれの状況に合わせた暮らし方や働き方の提案やコミュニティ参画への橋渡し役となるトータルサポート窓口となる「センター」において、たまかわくらしの魅力を広くPRするための戦略的な情報発信の実施と現役世代に必須となる「職」のサポート体制を構築することを目的とする。

## 2. 委託内容（（1）と（2）を併せて1事業者と契約）

- (1) ①委託名 「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」  
②委託内容 別添「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」業務委託仕様書のとおり  
③委託期間 契約締結の日から2025年3月25日まで  
④委託額 2,690千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  
- (2) ①委託名 「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」  
②委託内容 別添「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」業務委託仕様書のとおり  
③委託期間 契約締結の日から2025年3月25日まで  
④委託額 950千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去5年間で、地方自治体の発注する下記のいずれの業務を元請けで実施した実績を有すること。
  - 1) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）を活用した事業の実績
  - 2) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績

### 4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

#### (1) 提出期限

2024年4月10日（水）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「**たまかわくらしサポートセンター機能向上事業**」及び「**たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築**」業務委託プロポーザル参加申込書**在中**と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

#### (2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
  - ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
  - ・実績調書（様式3）
  - ・官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績・成果がわかる資料（任意様式）
- ※過去5年程度の中で、デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）を活用した事業や移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績など報告すべきと判断する内容

### 5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

#### (1) 受付期限

2024年4月12日（金）17時まで

## (2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku @vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」及び「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」業務委託プロポーザル

## (3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

## 6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出期限

2024年4月17日（水）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」及び「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

### (2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

#### ① 企画提案書：原本1部、写し6部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）上記1の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

（エ）実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

（オ）業務スケジュール

#### ② 見積書（事業経費積算書含む）：原本1部、写し6部

## 7. 提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

郵送（必着）または持参

### (2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

## 8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

(1) 開催日

2024年4月19日(金)から23日(火)の間 ※詳細な日時については、別途参加者に通知する。

(2) 会場

玉川村役場 ※詳細な会場については、別途参加者に通知する。

(3) 時間構成

プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 10分程度、計 30分程度

(4) その他

- ・プレゼンテーションの際の追加資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加のために必要な費用は参加者の負担とする。
- ・説明に機材が必要な場合は、参加者が準備すること。

## 9. 審査

(1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準法を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

2024年4月19日(金)以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 10. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

## 11. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2024年3月29日(金)
参加申込書等の提出〆切	2024年4月10日(水)
質問の受付〆切	2024年4月12日(金)
企画提案書等の提出〆切	2024年4月17日(水)
審査	2024年4月19日(金)～23日(火)
選考結果の通知・公表	2024年4月19日(水)以降

## 12. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：[kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp](mailto:kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp)

(別表) 審査基準及び配点

- ・各審査評価項目に対し、評価ごとの配点は「極めて良好5点、良好4点、普通3点、やや不十分1点、不十分0点」とする。

審査評価項目		配点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	10	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。
			本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	5	デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方推進タイプ）（旧地方創生推進交付金）事業や移住・定住の推進及び関係人口創出に係る事業の遂行実績があるか。
	業務実施体制	5	業務を適切かつ確実に執行できる能力（体制、経営基盤、人材等）、必要となる専門家等のネットワークが示された体制を提案しているか
企画提案書の内容	たまかわくらしサポートセンター機能向上事業	15	たまかわくらし HP について、デザイン性や検索性を備え、SEO 対策がされた提案となっているか。
			仕様書 2（1）③に示す改修箇所の提案が具体的になされているか。
		20	移住促進イベントについて、円滑に業務が遂行できる体制及び提案内容となっているか。
			村単独イベントについて、村の魅力を十分に伝えられる内容の提案になっているか。
	たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業	10	職に関する関係団体との情報共有・連携体制が構築できる提案内容になっているか。
			「職」に関する知識を有し、センターの「職」業務を適切にサポートできる体制を有しているか。
		5	移住コーディネーターの募集及び育成を適切に実施できるか。
	5	地域事業者への説明資料が具体的に示されているか。	
	10	「職」情報ページについて、玉川村に住んで、働くイメージができる掲載内容等が提案されているか。	
スケジュール	業務計画の的確性	10	具体的で適切なスケジュールが示されているか。
見積価格	見積額の妥当性	5	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。